

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正されました！

県所管区域※1に限る。

令和4年2月20日施行

※1 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市については、各市役所にお問い合わせください。

申請住宅が次の区域内にある場合、**原則として認定を受けることができなくなります！**



長期優良住宅の普及の促進等に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項第4号に新たに「自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること（災害配慮基準）」が追加されました。

これに基づき、以下の区域内に申請住宅が存する場合、原則として、長期優良住宅の認定を受けることができなくなります。

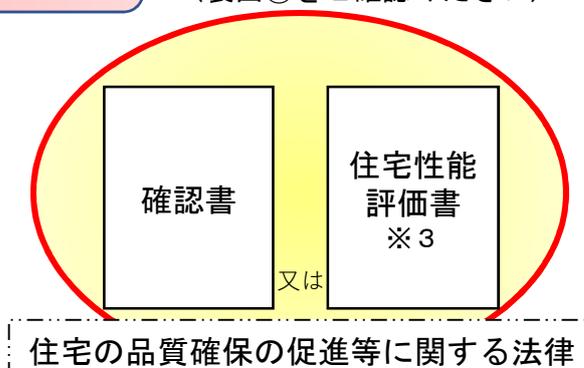
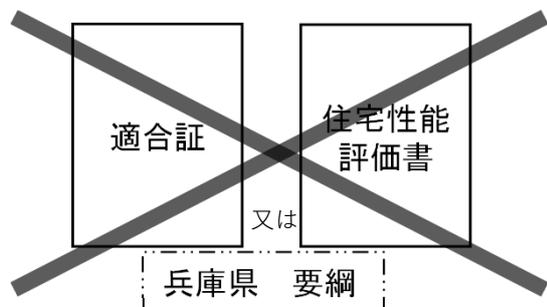
各区域の指定状況については、裏面①「各区域の確認先について」の窓口にご確認ください。

- ・ **地すべり防止区域**（地すべり等防止法第3条第1項）
- ・ **急傾斜地崩壊危険区域**（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
- ・ **土砂災害特別警戒区域**（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）
- ・ **災害危険区域**※2（建築基準法第39条第1項）

※2 ただし、災害危険区域に関する条例第7条の許可を受けた場合を除く。

適合証での申請ができなくなります！

長期優良住宅法の改正により添付図書が変わります。
（裏面②をご確認ください）



※3 住宅品質確保法第6条の2第4項に規定するもの



兵庫県HP
長期優良住宅

問合せ先：兵庫県 県土整備部 住宅建築局 住宅政策課

078-362-3581

① 各区域の確認先について

担当区域	以下の区域に関する問合せ窓口 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域		長期優良住宅認定等申請 及び 災害危険区域に関する問合せ窓口	
	猪名川町	宝塚土木事務所 管理第2課	0797-83-3183	宝塚土木事務所 まちづくり建築課
稲美町・播磨町	加古川土木事務所 管理第2課	079-421-9375	加古川土木事務所 まちづくり建築課	079-421-9402
西脇市・三木市・小野市 加西市・加東市・多可町	加東土木事務所 管理課	0795-42-9389	加東土木事務所 まちづくり建築課	0795-42-9406
市川町・福崎町・神河町	姫路土木事務所管理課	079-281-9460	姫路土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	079-281-9313
相生市・赤穂市・上郡町 佐用町	光都土木事務所 管理課	0791-58-2235		
宍粟市・たつの市・太子町	龍野土木事務所管理課	0791-63-5207	豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	0796-26-3756
豊岡市	豊岡土木事務所管理課	0796-26-3742		
香美町・新温泉町	新温泉土木事務所管理課	0796-82-5681		
養父市・朝来市	養父土木事務所管理課	079-662-2173		
丹波篠山市・丹波市	丹波土木事務所管理課	0795-73-3835	丹波土木事務所 まちづくり建築課	0795-73-3862
洲本市・南あわじ市 淡路市	洲本土木事務所 管理第2課	0799-26-3229	洲本土木事務所 まちづくり建築課	0799-26-3213

関連ホームページはこちらのQRコードから確認できます。



兵庫県HP
土木事務所管理課一覧



兵庫県HP
兵庫県CGハザードマップ
(土砂災害特別警戒区域のみ)



兵庫県HP
災害危険区域について

② 確認書等を添えて長期優良住宅法第5条第1項から第4項までの規定による認定の申請をする場合(新築)

現行	改正後
適合証又は住宅性能評価書	確認書若しくは住宅性能評価書 又はこれらの写し(原本確認必要)
設計内容説明書	×
付近見取図	付近見取図
配置図	配置図
仕様書	×
各階平面図	各階平面図
床面積求積図	床面積求積図
二面以上の立面図	二面以上の立面図
断面図又は矩計図	断面図又は矩計図
基礎伏図	×
各部詳細図	×
添付図書一覧表	添付図書一覧表
	認定基準チェックシート
手数料算定表	手数料算定表
届出書、許可書等の写し※	届出書、許可書等の写し※
委任状※	委任状※

※ 必要な場合に添付

× : 添付不要